

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月15日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都港区西新橋3丁目25番地8号 氏 名 学校法人慈恵大学 理事長 栗原 敏 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3433-1111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	学校法人 慈恵大学 東京慈恵会医科大学附属病院
事業場の所在地	東京都港区西新橋3丁目25番地8号 東京都港区西新橋3丁目19番地18号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大学、病院、学術研究
②事業の規模	病床数：1075床
③従業員数	2,121人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染廃棄物→焼却処理→再資源化（溶解スラグ化） 汚泥（有害）→焼却→管理型埋立 廃水銀など→ばい焼→再資源化 廃油（引火性）→油水分離及び蒸留→焼却処理→管理型埋立又は一部再資源化

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
 産業廃棄物管理責任者
 財務部施設課 課長
 特別管理産業廃棄物管理責任者
 財務部施設課整備係 主任 (サポート 実験廃棄物処理委員長)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排 出 量	10.85 t	0.39 t
	(これまでに実施した取組) 各医局・講座より、排出される廃液及び廃試薬に関しては、分類別に仕分け、適正廃棄に努めている。専門業者が廃液・廃試薬を回収する際、不適切な廃棄方法を確認した場合、廃棄部署に対して、適宜、指導している。廃棄物に関する分別フローを各部署へ配布し、分別への協力を求めている。院内にある感染対策マニュアルを通じて、感染性廃棄物の廃棄処理方法を掲載している。感染性廃棄物保管庫を定期的に巡回することで、廃棄方法が遵守されているか点検している。処分場を見学することで適正処理を実施しているか確認している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排 出 量	10.00 t	0.40 t
	(今後実施する予定の取組) 学内イントラネット（実験廃棄物処理委員会HP）を通じて、継続して適切な廃液及び廃試薬の分別方法を周知する。新型コロナウイルス感染症が感染症法5類へ移行となり、1年が経過となるが、感染性廃棄物は増加傾向であり、継続して排出状況を注視していきたい。各部署の廃棄状況を確認することを目的にラウンドを実施し、廃棄物の分別に協力要請をしていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物は、鋭利な物並びに金属類とその他で感染性廃棄物容器（ミッペール）と段ボール容器にて分別後、外部委託処理をしている。廃液及び廃試薬などに関しては、専用倉庫へ一時保管したうえで、外部委託処理をしている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物に関しては、継続的に分別活動を実施していく。廃液専用倉庫に関しては、他の廃棄物と混入が生じないよう厳重に保管管理することを目的に点検回数を増やしていく。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃PCB等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
排 出 量	775.54 t	0.35 t	0.18 t	0.001 t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃PCB等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
排 出 量	755.00 t	- t	0.20 t	0.001 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃水銀等		
排 出 量	0.10 t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃水銀等		
排 出 量	0.10 t	0.001 t	- t	- t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	10.85 t	0.39 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.51 t	0.39 t
	再生利用業者への処理委託量	0.47 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
	電子マニフェストを通じて、特別管理産業廃棄物の排出量を把握している。関係する委託業者と協力を得て、特別管理産業廃棄物の回収（運搬）から処分までの流れを確認している。定期的に処分場を視察することで、廃棄物が適切に処分されていることを確認している。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃PCB等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃PCB等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃PCB等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
全処理委託量	775.54 t	0.35 t	0.18 t	0.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.18 t	- t	0.18 t	- t
再生利用業者への処理委託量	775.36 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.18 t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃水銀等		
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃水銀等		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃水銀等		
全処理委託量	0.10 t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	0.10 t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	0.10 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全 処 理 委 託 量	10 t	0.4 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.5 t	0.4 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.5 t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	特別 認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 新型コロナウイルスが感染症5類へ移行となり、感染性廃棄物は2022年度より減少した。引き続き、感染性廃棄物の排出状況を把握し、感染拡大前（2019年度）の排出量と比較をしていく。また、処分場を視察することで、廃棄物が適切に処分場されているか確認する。院内に設けている感染性廃棄物保管庫を巡回し、廃棄方法が遵守されているか点検する。委託する廃棄物業者関係者とは、積極的に意見交換や情報共有することで、適切な保管管理に努め、適正廃棄を継続的に実施する。		
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】	
特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		787.06 t	
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストによる運用を導入している。			
※事務処理欄			

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃PCB等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
全 処 理 委 託 量	755 t	- t	0.20 t	0.001 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.1 t	- t	0.20 t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	754.9 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.1 t	- t	- t	- t

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃水銀等		
全 処 理 委 託 量	0.1 t	0.001 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.1 t	0.001 t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.1 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。